

05 静建土河第 4291 号

令和 6 年 3 月 8 日

中部地方整備局長 佐藤 寿延 様

静岡市長 難波 喬司

都市・地域再生等利用区域の指定についての要望書

日頃より本市行政の推進について格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、静岡市第 4 次総合計画に基づき、生活・環境分野においては「人と自然が共に生き、将来にわたって豊かな営みを続けながら暮らすことができるまちの実現」を目指す姿として、南アルプスから駿河湾に至るまでの豊かな自然環境の保全と持続可能な利活用の推進に取り組んでおります。

このような中で、本市を貫流する一級河川安倍川中流域の牛妻地区におきましては、平成 21 年度に「牛妻地区かわまちづくり事業」の計画認定を受け、地域住民との連携により水辺の利活用を進めてきたところですが、今後も「うしづま水辺の楽校」を中心とした水辺空間を一層活用し、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

これらの取組の実現につきましては、河川管理者である中部地方整備局長による都市・地域再生等利用区域の指定が必要となります。

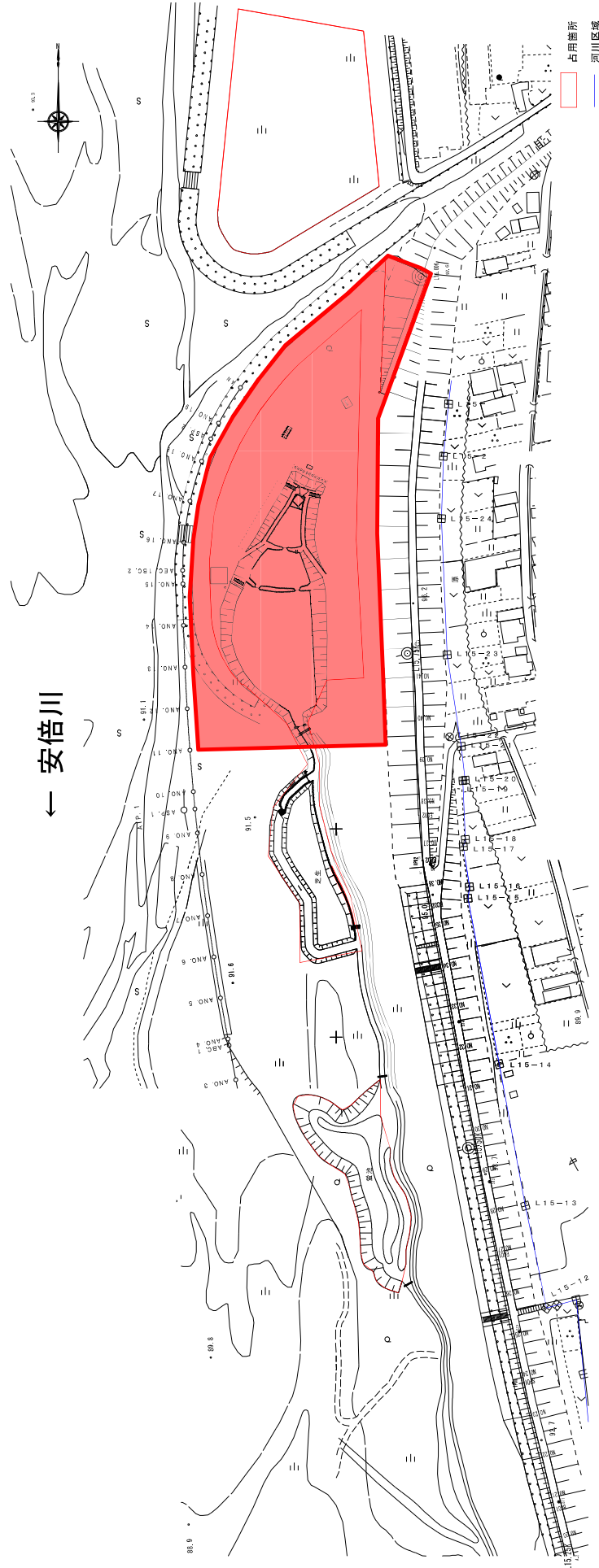
つきましては、別紙のとおり、都市・地域再生等利用区域の指定について要望しますので、格別の御配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

(担 当)

建設局土木部河川課

電話 054-221-1087

「都市・地域再生等利用区域の指定」区域



都市・地域再生等利用区域の指定について

1 目的

「うしづま水辺の楽校」は、豊かな自然を有する一級河川安倍川の水辺空間を子どもの遊び場、自然体験の場として活用できるよう、平成 16 年 3 月 30 日に「水辺の楽校プロジェクト」に登録し、平成 20 年 3 月に完成した施設である。このうしづま水辺の楽校は、平成 21 年 7 月の開校当初から地域の有志団体が主体となって運営を行っており、地域の魅力創出に大きく貢献している。

また、うしづま水辺の楽校及び周辺地域については、平成 21 年 5 月 22 日に「牛妻地区かわまちづくり事業」の計画認定を受け、同年 8 月に「牛妻地区かわまちづくり協議会」を設立し、国土交通省、静岡市、地域住民等の連携により水辺空間の施設整備を進めてきた。

都市・地域再生等利用区域の指定を要望する目的は、本市の貴重な地域資源・市民の憩いの場となっている「うしづま水辺の楽校」において、市と地域が連携しながら、持続的な施設運営を実現し、更なる水辺利用を推進することである。区域内では、水辺の楽校を活用した地域活性化につながるイベントや、地域団体による物産販売・環境保全活動の P R などを行っていく。

この目的を達成することで、「うしづま水辺の楽校」を中心とした安倍川の水辺空間を活かし、牛妻地区の地域活性化を推進していきたい。

2 都市・地域再生等利用区域

一級河川安倍川水系安倍川左岸の静岡市葵区牛妻地区の別図に示す区域

静岡市が占有する「うしづま水辺の楽校」の区域のうち、イベント等の利用に必要となる範囲を指定する

3 都市・地域再生等占有施設の内容（資料 1 参照）

広場（ワンド部、水遊び場を含む）、イベント施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、広告板、広告柱、照明・音響施設、駐車場、案内所、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

4 都市・地域再生等占有主体

静岡市

5 占有許可の期間

10 年以内

6 その他関連事項

牛妻地区水辺利用調整協議会に関する資料（資料 2 参照）

都市・地域再生等占用施設の内容について

1 施設内容

本区域における占用施設については、以下のとおりとする。

広場（ワンド部、水遊び場を含む）、イベント施設、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、広告板、広告柱、照明・音響施設、駐車場、案内所、その他都市及び地域の再生等のために利用する施設

2 施設の形態

ワンド部及び水遊び場、送水管、排水管、進入路等、1m以下の工作物については、流出しない構造とし、常設の工作物として設置する。

イベント施設、飲食店、売店、簡易トイレ、屋根付小屋、広告板、広告柱、照明・音響施設、案内所等については、水辺の楽校の開校に際して設置し、開校期間の終了後に速やかに撤去を行う。また、河川の増水により冠水の恐れがある場合には、速やかに撤去又は転倒を行う。

駐車場は地先利用型とし、水辺の楽校の開校期間及びその他のイベント開催期間中に開設する。

その他都市・地域再生等利用区域内でのイベント開催時に設置する工作物については、河川管理上、支障を生じない簡易な構造とし、原則として当日設置撤去を行う。ただし、イベントが複数日に渡って開催される場合は、イベントに使用するための必要最小限の工作物について常置し、イベント終了後は、速やかに撤去を行う。また、河川の増水により冠水の恐れがある場合には、速やかに撤去又は転倒を行う。

うしづま水辺の楽校の利用状況と 牛妻地区水辺利用調整協議会の 取組みについて



1 静岡市について

静岡市は、静岡県の中央部に位置しており、面積は約 1,412 km² で、北部の南アルプスに連なる山地から南部の駿河湾に面する海岸まで、変化に富んだ自然環境を有している。市街地のある平野部は駿河湾に面する南部のごく一部で、多くは市街地北部から南アルプスへ続く急峻で広大な山地であり、森林面積が土地利用の約 76% を占めている。

平成 15(2003)年 4 月 1 日に、旧静岡市と旧清水市が合併、また、平成 18(2006)年 3 月 31 日に旧蒲原町、平成 20(2008)年 11 月 1 日に旧由比町と合併して現在の市域となり、指定都市移行に併せ、葵区、駿河区、清水区の 3 つの行政区を設置した。

市域を流れる安倍川、藁科川、興津川は日本有数の清流であり、北西部には南アルプスを水源とする大井川の最上流部がある。また、東端には日本三大急流の一つである富士川が流れているほか、丸子川、庵原川、巴川などが市街地内を巡っており、河川が育む自然環境は市民にとって身近な水辺空間となっている。

2 安倍川について

安倍川は、幹川流路延長 51km、流域面積 567km² の一級河川である。静岡県静岡市と山梨県南巨摩郡早川町の県境に位置する大谷嶺を水源とし、山間部を流れて中河内川、足久保川等の支川を合わせながら南流し、静岡平野を形成する扇状地に出た後から藁科川を合わせて静岡市街地を貫流、更に河口付近で丸子川を合わせて駿河湾に注いでいる。

日本有数の急流河川であるとともに、大谷崩れを始めとする崩壊地から多量の土砂供給があり、安倍川河口付近から三保半島までの海岸の砂浜を形成している。

流域は全て静岡市に含まれ、市街地は安倍川の氾濫原である静岡平野の上に発展してきた。扇状地の地下水は豊富で、古くは弥生時代後期から静岡の人々の生活と社会を支え続けており、市内には安倍川との位置関係を表していた「安東」「安西」の地名が残っている。

3 うしづま水辺の楽校について

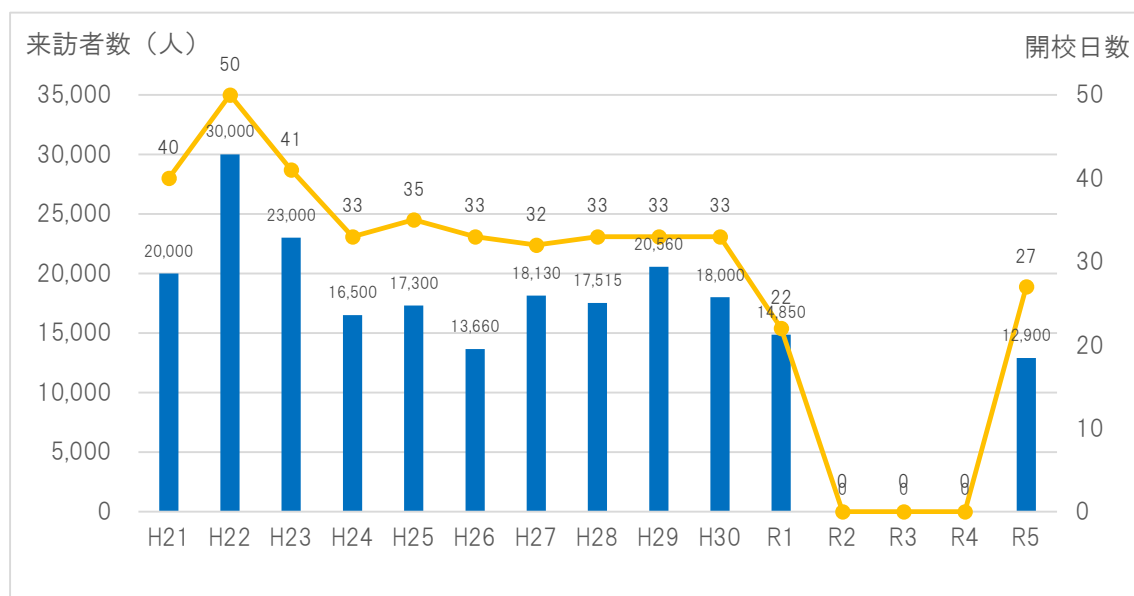
うしづま水辺の楽校は、豊かな自然を有する安倍川の水辺空間を子どもの遊び場、自然体験の場として活用できるよう、平成 16 年 3 月 30 日に「水辺の楽校プロジェクト」に登録し、国土交通省、静岡市、地域住民等の連携により護岸や親水池等の整備を進め、平成 20 年 3 月に完成した。



平成 21 年 7 月から毎年夏の期間に開催しており、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響により令和 2～4 年は開催中止となったが、令和 5 年度までの 15 年間で延べ 22 万人が来訪している。

施設の利用料は無料で、地域の有志で組成した「うしづま水辺の楽校世話人会」が、維持管理・運営を実施している。

同団体は、平成 28 年 1 月に河川協力団体に登録され、開催期間中の準備・片付け作業、池や駐車場などの利用案内と監視、トイレの清掃等に加え、年間を通しての施設管理と周辺の堤防、高水敷の除草・清掃、ホタルの生息環境の保全などを行っており、水辺の楽校開催期間外も、市民が気軽に利用できる水辺空間を提供している。



水辺の楽校来訪者数と開校日数の推移

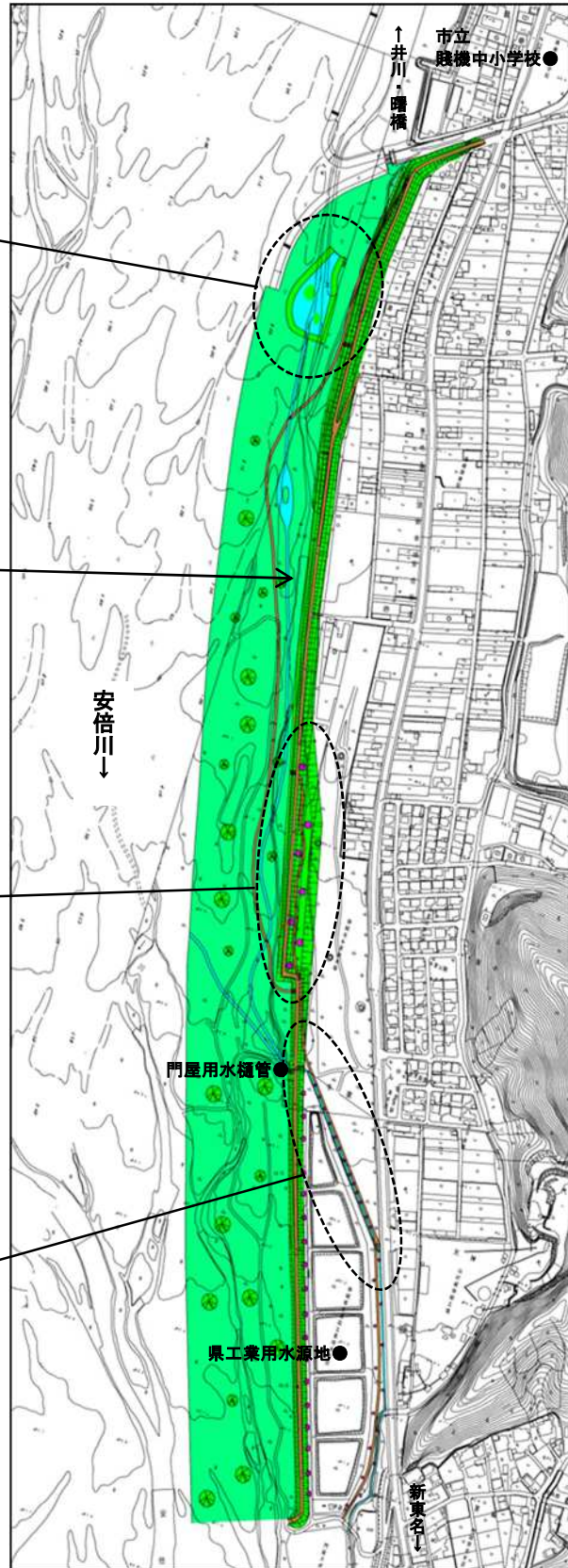
4 うしづま水辺の楽校及び周辺の利活用の状況

うしづま水辺の楽校及び周辺地域については、平成 20 年 3 月の水辺の楽校の完成後、平成 21 年 5 月 22 日に「牛妻地区かわまちづくり事業」の計画認定を受け、同年 8 月に「牛妻地区かわまちづくり協議会」を設立し、国土交通省、静岡市、地域住民の連携により水辺空間の施設整備を進めてきた。

周辺地域には、静岡市の山村交流センター「安倍ごごろ」や寺社・史跡等の観光資源が存在しており、安倍川河川敷へのアクセス道や散策路の整備と併せて、側帯を活用した市民の憩いの場やうるおいある水辺景観づくりに取り組むことにより、周遊性を高めた一体的なレクリエーション空間として機能向上を図ることとしている。

平成 22 年には、国土交通省が水辺の楽校から続く高水敷水路の整備を実施したほか、静岡市整備により門屋方面からのアクセス道となる水辺の散歩道が開通、平成 23 年からは地域住民が散歩道沿線と側帯上部にサクラの植樹を行った。この散歩道と緑地は「しづなか桜公園」として平成 25 年 3 月に完成し、地域住民が公園愛護会を組織してサクラの剪定や除草等の維持管理活動に取り組んでいる。

今後は、うしづま水辺の楽校と一連の施設として更なる利用促進を図り、周辺地域の活性化につなげていくことが期待される。



水辺の楽校と周辺施設の状況

5 うしづま水辺の楽校及び周辺の利活用に係る課題

牛妻地区では、水辺の楽校の運営、年間を通しての堤防・高水敷の維持管理、サクラの植樹やホタルの生息環境の保全など、長年に渡り地域が主体となって魅力づくりに取り組んできた。特に、うしづま水辺の楽校は、子どもが安心して川遊び・自然体験ができる貴重な空間として静岡市民に広く親しまれており、開校期間以外にも生物や水と触れ合える施設として、様々なイベントや自然学習の場として活用していくことが期待されている。

しかしながら、開校当初から水辺の楽校の運営を行ってきた地域団体「うしづま水辺の楽校世話人会」は、メンバーの減少と高齢化、年間活動費の確保が課題となっており、安定した活動体制が確保できなければ、これまでと同じ水準での維持管理活動・水辺の楽校の運営を継続すること自体が困難な状況となっている。

今後も地域が主体となって施設運営を継続し、更なる水辺利用を推進していくためには、新たな担い手の育成や活動内容の見直しによる世話人会メンバーの負担軽減を図りつつ、民間事業者等からの助成金や広告収入、資材提供等を受けられるような運営体制のあり方を検討する必要がある。また、水辺の楽校の運営期間中は、来訪者からのニーズが高い飲食物の提供を有料のサービスとして実施し、これらの収益により年間活動費を賄うこと等が考えられる。

なお、河川区域内で、民間団体が物販や広告収入を得ながら活動、施設運営を実施するためには、民間が利用する区域を、河川敷地占用許可準則第22第1項の規定による「都市・地域再生等利用区域」に指定し、河川管理者から占用許可を受ける必要がある。

6 うしづま水辺の楽校における社会実験の実施状況について

うしづま水辺の楽校及び周辺の魅力づくりに向けた今後の施設運営のあり方について、イベント等の新たな取組みの試行を通して、来訪者や周辺地域に与える影響等を調査することを目的として、以下のとおり社会実験を実施した。

令和5年度の水辺の楽校の運営及びイベント実施に係る収支は（7・8月中の収入、支出を開校期間中の運営費として概算）は、売店収入により約36万円の黒字となった。イベントに従事する人手の確保が課題であるが、来訪者へのサービスを提供し活動費用を確保する方策として可能性があることを確認した。

社会実験の概要とイベント実施内容

対 象 地	一級河川安倍川左岸河川敷「うしづま水辺の楽校」
実施期間	令和5年7月17日（月） 令和5年7月22日（土）～8月27日（日）※月曜日は休校 8月14日（月）はお盆期間中で開校のため実施
実施時間	10時～15時30分
実 施 者	静岡市
イベント実施団体	うしづま水辺の楽校世話人会

イベント名	開催日	内 容	収益額等
売店	①7月17日 ②8月11日 ③8月12日 ④8月26日 ⑤8月27日	来訪者への軽食の販売 （フランクフルト・かき 氷・インスタントラーメン等）	売上額 965,265円
川魚のつかみ取り体験	①7月17日 ②8月12日 ③8月27日	親水池内に放流された川魚のつかみ取り体験 （参加費無料）	放流数 1,300匹
協賛企業名の掲出 （スポンサー看板）	7月22日～ 8月27日	可動式看板等を用いて協賛企業名を掲出	協賛企業2社 寄付額50,000円

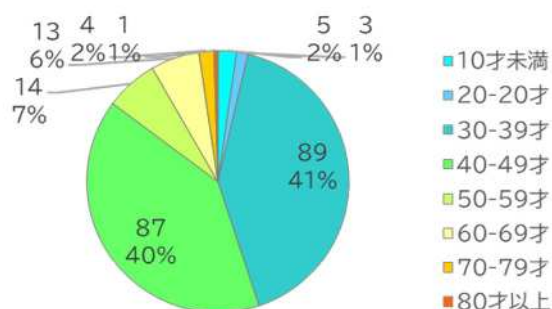


売店の実施状況



川魚のつかみ取り体験の実施状況

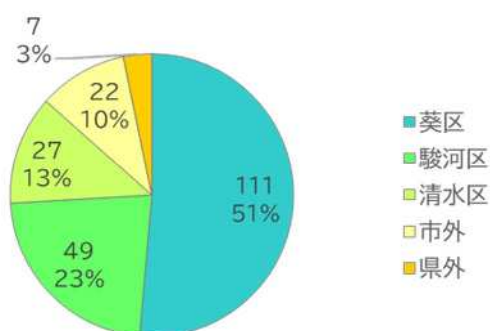
【社会実験実施期間中の来訪者アンケートの集計結果（回答者数：216人）】



Q1) 年齢

アンケート回答者の年齢は、30～40代が約8割となった。

家族連れの来訪が多いため、親世代の回答者が多くなったためと考えられる。



Q2) 居住地域

市内からの来訪が約9割で、葵区からの来訪が最も多く、約半数の51%であった。

市外からの来訪は、隣接する藤枝市が7人で最も多く、次いで焼津市と島田市が4人であった。

静岡東部の三島市・長泉町からも各2人が来訪しているほか、県外からは、愛知県・神奈川県・埼玉県・千葉県から計7人が来訪しており、お盆等の帰省時に合わせて利用していると考えられる。

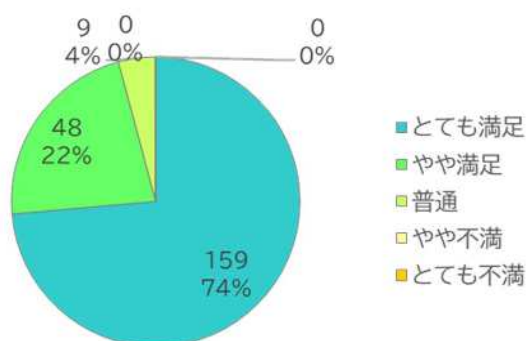


Q3) 水辺の楽校に必要なと思う施設や実施して欲しいイベント

回答者の約7割が「売店」を選択しており、次いで「キッチンカー」が必要という意見が多かった。休憩時間の楽しみや、昼を跨いだ長時間の利用に際して、飲食物を現地で購入できるサービスが期待されていることが分かった。

「自然観察会」については、開校期間外の蛍の鑑賞や、水辺の楽校の自然環境を生かした生物観察等が想定される。

<その他意見>
コインロッカー・シャワー、トイレの増設、日陰、インターネット環境、現状のままでいい など



Q4) 利用の満足度

回答者の96%が「とても満足」「やや満足」と回答しており、「とても不満」「やや不満」の回答はなかった。

<利用満足度の理由(主な意見を要約)>
 ・安全に水に親しめる、安心して川遊びができる
 ・子どもが楽しめる、子どもが遊びやすい
 ・自由に遊べる
 ・自然の中で生き物とふれ合える
 ・無料で利用できる
 ・駐車場が広い 等 ※詳細は自由回答一覧を参照

7 牛妻地区水辺利用調整協議会の取り組みについて

これまでは、平成21年8月に設立した「牛妻地区かわまちづくり協議会」において、牛妻地区の水辺空間における市民の憩いの場を創出することを目指し、主に施設整備について関係者間の協議と合意形成を図ってきた。

施設整備完了後の平成26年度からは、水辺の楽校の開催や周辺施設の管理状況等の情報共有や意見交換を目的として、「牛妻地区かわまちづくり意見交換会」を開催しており、令和3年11月には、地域主体での持続的な維持管理と更なる水辺利用の推進による地域活性化について検討するため、国土交通省静岡河川事務所に講師を依頼し、河川空間のオープン化制度の勉強会とワークショップ形式の意見交換を行った。その後、令和5年2月の意見交換会において、「都市・地域再生等利用区域」の指定を視野に、水辺の楽校での物販やイベントを試行する「社会実験」の実施が提案されたことから、今後の牛妻地区における水辺利用のあり方について協議・検討を行うため、令和5年5月23日に河川管理者、静岡市、地域自治会及び関係団体等で構成する「牛妻水辺利用調整協議会」を新たに設立した。

令和5年5月23日の第1回水辺利用調整協議会では、水辺の楽校の運営に係る費用や来訪者ニーズ、イベント開催による周辺地域への影響等を把握するため、社会実験の実施についての合意形成と物販やイベント等の内容について協議・検討を行った。

令和5年11月30日の第2回水辺利用調整協議会では、社会実験の実施結果を報告した上で、うしづま水辺の楽校における今後の維持管理や水辺の利活用のあり方について協議し、都市・地域再生等利用区域の指定の方針について合意形成を行った。

本協議会では、引き続き、牛妻地区における水辺空間の利活用を推進するため、水辺の楽校の持続的な施設運営の実現と、水辺の楽校を活用した地域活性化につながるイベント等についての検討・調整を実施していく。



第1回水辺利用調整協議会の様子



第2回水辺利用調整協議会の様子

かわまちづくり意見交換会と水辺利用調整協議会の開催状況

年月日	実施内容
令和3年11月30日	令和3年度かわまちづくり意見交換会の開催 ・河川空間のオープン化制度について ・今後の水辺活用に関するワークショップ形式の意見交換
令和5年2月3日	令和4年度かわまちづくり意見交換会の開催 ・うしづま水辺の楽校世話人会による維持管理活動の課題について ・うしづま水辺の楽校における社会実験の実施について
令和5年5月23日	第1回水辺利用調整協議会の開催 ・協議会設立趣旨、規約の確認 ・うしづま水辺の楽校における社会実験の実施内容について
令和5年11月30日	第2回水辺利用調整協議会の開催 ・うしづま水辺の楽校における社会実験の実施状況の報告 ・牛妻地区における今後の水辺利用の取組み方針について ・都市・地域再生等利用区域の指定の方針について

牛妻地区水辺利用調整協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、「牛妻地区水辺利用調整協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 牛妻地区を中心とした一級河川安倍川左岸の水辺空間の適正かつ公平な利用を確保し、市民の憩いの場、にぎわいの場を創出することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 利用区域の利用及び管理運営に関するルール等を検討・調整すること
- (2) 利用区域において有効に活用しようとする事業者等を選定すること
- (3) その他河川空間の適正かつ公平な利用と円滑な管理運営を実現するため必要な事項を処理すること
- (4) 水辺空間整備の実現、活用施策、維持管理及びその他必要な事項について検討すること

(構成)

第4条 協議会の構成は別表のとおりとする。

2 協議会に会長を置き、委員の中よりこれを選出する。

3 委員が会議を欠席する場合は、代理を指名することができる。会長についても同様とする。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、会長が必要と認めた者をオブザーバーとして参画させることができる。

3 会議の運営を円滑に進めるために必要とされる場合には、部会を設けことができる。

(事務局及び庶務)

第6条 協議会の事務局は、静岡市建設局土木部河川課におき、協議会の庶務は事務局において行う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、令和5年5月23日から施行する。

【別紙】

牛妻地区水辺利用調整協議会委員名簿

委員区分	機関名	役 職	備 考
地域住民	うしづま水辺の楽校世話人会	会 長	会 長
	しずなか桜愛護会	会 長	副会長
	賤機中学区自治会連合会	会 長	
	牛妻自治会	会 長	
	牛妻笹子自治会	会 長	
	牛妻部農会	会 長	
	門屋自治会	会 長	
	門屋部農会	会 長	
教育機関	静岡市立賤機中小学校	教 頭	
行政機関	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所	副所長	
	静岡市建設局土木部河川課	河川課長	事務局